

乗合ますが号は、決まった時間に決まったルートを実行する、
みんなで乗り合って利用する公共交通です。

乗合交通 『乗合ますが号』（仮称） の利用ルール

基本的な利用方法

1. 事前に時刻表・運行ルートを確認し、決められた停留所で、乗合ますが号が来るのを待ってください。
2. 乗合ますが号が到着したら、運転手に「行先の停留所」を伝えて、運賃300円を支払って乗車してください。
3. 「行先の停留所」に到着したら、忘れ物がないか確認し、安全によく気を付けて降車してください。
(今回導入した乗り継ぎ利用については⑥へ)

①車両について

- ①-1. 車両はセダン型タクシーで4人乗りです（運転手除く）。
- ①-2. 見た目は通常のタクシーですが、他の人と乗り合って利用する乗り物です。
- ①-3. 車の側面に「乗合ますが（仮称）号実証運行中！」の黄色いステッカーを貼っています。
- ①-4. 標示板は「乗合」又は「貸切」となります。
- ①-5. 定員を超える場合は乗車できませんのでご了承ください。

②運行ルート・運行ダイヤについて

- ②-1. 北部ルート・中部ルート・南部ルートの3路線運行します。
- ②-2. 乗り降りできる場所はルート上の停留所だけです。それ以外の場所では乗り降りできません。
- ②-3. 通常のタクシーのように運転手に指図はできません。
(裏道・ルート外走行、停留所以外・自宅前での乗り降りなど)
- ②-4. 決められた時刻通りに走行しますが、道路事情等により、遅れて到着する場合があります。

③運賃について

- ③-1. 運賃は1人1回300円です。乗車時に現金でお支払いください。
(なるべくお釣りのないようにご協力ください。乗車前に小銭を用意しておくスムーズです)
- ③-2. 1歳未満は無料です。また1歳以上6歳未満は、同乗の大人1人につき1人まで無料です。
- ③-3. ICカード・クレジットカード等のご利用できません。
- ③-4. 障がい者、高齢者、学生の割引はありません。また、定期券、回数券はありません
- ③-5. 運賃の支払いに対して領収書は出せません。
- ③-6. 一部のバス停で、乗り継ぎ利用できます。(乗り継ぎの方法は⑥)

④乗車について

- ④-1. 事前予約はできません。
- ④-2. 停留所の標柱看板付近で車や歩行者の邪魔にならないように、安全に気を付けて、順番に並んでお待ちください。
- ④-3. バスのような降車ボタンはありません。乗車する時に、運転手に降車する停留所をお知らせください。
- ④-4. 乗り合う場合は、お互いに気づかい合って利用してください。
- ④-5. 運転の妨げになる行為をしないようにしてください。
- ④-6. 落とし物・忘れ物は、檀原市役所都市計画課へお問い合わせください。

⑤お手荷物について

- ⑤－１．車内に身の回りのお手荷物を持ち込めます。ただし、大きすぎるもの、重たいもの、危険なものなどで安全な運転に支障があるものや、他の利用者の迷惑になるものは持ち込めません。
- ⑤－２．トランクに、お荷物・手押し車・ベビーカー・車いすを積み込むことができます。ただし、トランクに収まらない場合はお断りする場合があります。お荷物はご自身で積み下ろしできる大きさ・重さのものに限ります。また、買い物袋の中身が散乱しないようにしてください。
- ⑤－３．荷物の取り間違いや、取り忘れの無いように注意してください。
- ⑤－４．スムーズな運行と安全のために、積み下ろしの際は、運転手の指示に従ってください。

⑥乗り継ぎ利用について

- ⑥－１．決められた乗り継ぎポイントに限り、違う運行ルートの乗合ますが号に乗り継ぎ利用ができます。乗り継ぎ利用の場合、乗り継いだ先の運賃は無料になります。
- ⑥－２．乗り継ぎポイントはダイヤ・ルートに「◎」の印がある５か所です。これらの乗り継ぎポイント以外での乗り継ぎ利用はできません。
 - ◎スーパーセンタートライアル榎原店（北部ルート⇄中部ルート）
 - ◎オークワ榎原真菅店（北部ルート⇄中部ルート）
 - ◎土橋町本村駐輪場前（北部ルート⇄中部ルート）
 - ◎スーパービバホーム榎原店（中部ルート⇄南部ルート）
 - ◎ミグランス（南部ルート⇄北部ルート）

< ２ルート間の乗り継ぎの場合 >

- ⑥－３．乗車する時に「①乗り継ぎであること」「②行先の停留所」を伝えて通常の運賃を支払い、運転手から乗り継ぎ利用券を受け取ってください。
- ⑥－４．乗り継ぎポイントに到着したら、乗り継ぎ先の乗合ますが号が到着するまで待機してください。
- ⑥－５．乗り継ぎ先の乗合ますが号が到着したら、乗車する時に「①乗り継ぎであること」、「②行先の停留所」を伝えて、運転手に乗り継ぎ利用券を渡してください。

< ３ルート間の乗り継ぎの場合 >

- ⑥－６．「北部ルート⇒中部ルート⇒南部ルート」のように３ルート間を乗り継ぐ場合は、乗り継ぎ利用券が２枚必要です。最初の乗合ますが号に乗車した時に、運転手に「乗り継ぎ利用券が２枚必要」であることを伝えてください。（その後は⑥－４、⑥－５と同様）
- ⑥－７．乗り継ぎ利用券は当日限り有効です。
- ⑥－８．乗り継いで乗車している最中に、追加で乗り継ぎ利用券をもらうことは出来ません。
- ⑥－９．運行ダイヤは、乗り継ぎの利便性を重視していないので、待合時間が長くなる場合があります。時刻表をよく確認してから利用してください。

⑦その他注意事項

- ⑦－１．要望や意見は運転手に言わず、自治会役員に報告するようにしてください。
- ⑦－２．乗合ますが号を運行している地域で通常のタクシーも運行しています。
呼び出しされる場合は、乗合ますが号の出発時刻や停留所を避けて、誤解の生じないように配慮ください。
- ⑦－３．通常のタクシーを手配された場合は、乗合ますが号の運行ルートであっても、通常のタクシー料金となりますのでご注意ください。
- ⑦－４．大きな災害などで運行に影響が出る場合は、榎原市役所のホームページでお知らせします。